



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年6月20日(金)岐阜県発表資料			
所属	担当課	担当者	電話番号
中濃県事務所	環境課	広江	代表 0575-33-4011(内線)213 FAX 0575-35-1492

浄化槽設置届出書及び浄化槽使用廃止届出書の紛失等について

中濃県事務所において、浄化槽設置届出書及び浄化槽使用廃止届出書56件(136人の個人情報が記載)を紛失したことが確認されました。

また、本事案を確認する過程で浄化槽法に基づく事務が106件未実施(紛失文書に係るものを含む)であったことが確認されました。

なお、本件による個人情報の漏えいや不正利用などの事案は確認されていません。

1 浄化槽設置届出書及び浄化槽使用廃止届出書の紛失と個人情報の内容

(1) 紛失した文書

令和4～6年度の間に関市、美濃市及び郡上市を経由※して中濃県事務所へ提出された浄化槽設置届出書及び浄化槽使用廃止届出書のうち56件。

浄化槽設置届出書	39件
浄化槽使用廃止届出書	17件
合計	56件

※ 浄化槽に関する各種届出書については、「岐阜県事務処理の特例に関する条例」に基づいて市町村を経由して県へ提出されます。

(2) 届出書に記載されていた個人情報の内容

136人分

(主な内容) 氏名、住所、浄化槽設置場所、電話番号、FAX番号、印影、建築士登録番号、浄化槽設備士免状交付番号

(3) 経緯

5月13日	令和6年度に関市及び郡上市が受け付けた届出書の件数に対し、中濃県事務所が保管する届出書の件数が6件少ないことが判明。
5月14日 ～	令和4～6年度の状況を確認したところ、関市、美濃市及び郡上市が受け付け、中濃県事務所へ送付した届出書のうち合計56件の存在が不明であることを確認。
6月16日	中濃県事務所執務室、書庫、倉庫を探索するも発見に至らず、紛失したことを確認。
6月20日	関係者に対し、文書により謝罪。

2 浄化槽法に基づく事務の未実施

浄化槽法に基づく事務が、紛失した届出書に係るものを含め106件未実施であったことから、速やかに必要な対応を実施しました。

なお、紛失した届出書については三市に保管されている写し・記録を基に実施しました。

中濃県事務所環境課における台帳の未作成又は未更新 64件(うち紛失分33件)

中濃建築事務所における構造基準の審査の未実施 42件(うち紛失分38件)

3 再発防止策

届出書の収受や処理の状況について、複数の者で確認を行うよう管理を見直しました。